

# 東京大学教員営利企業役員等兼業審査委員会規則

## (設置)

第1条 本学に、東京大学教職員兼業規程第3条第2項各号及び東京大学教職員兼業規程の運用についてに基づく本学の教授、准教授、講師、助教及び助手の兼業について審査を行うため、教員営利企業役員等兼業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

## (任務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 技術移転事業者の役員等の兼業に関すること。
- (2) 研究成果活用企業の役員等の兼業に関すること。
- (3) 本学が承認する技術移転関連事業者の役員等の兼業に関すること。
- (4) 株式会社の監査役の兼業に関すること。
- (5) 株式会社の社外取締役の兼業に関すること。

## (組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長が指名する副学長 2名
- (2) 人事部長
- (3) その他総長が指名する者 若干名

## (委員長等)

第4条 審査委員会に委員長を置き、前条第1号に定める者のうち、総長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

## (任期)

第5条 第3条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (意見の聴取)

第6条 審査委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な細目は、審査委員会が別に定める。

## (事務)

第8条 委員会に関する事務は、本部労務・勤務環境課が行う。

## 附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。